

茅ヶ崎第1駐車場土地活用事業

既存施設無償譲渡契約書（案）

令和2年11月

茅ヶ崎市

目 次

第1条（無償譲渡の条件）	1
第2条（定義）	1
第3条（既存施設の譲渡）	1
第4条（所有権の移転及び既存施設の引き渡し）	1
第5条（契約の効力）	1
第6条（既存施設の解体撤去）	2
第7条（契約の解除）	2
第8条（契約等の費用）	2
第9条（規定外事項）	2

茅ヶ崎市が行う茅ヶ崎第1駐車場土地活用事業に関して、茅ヶ崎市と代表企業とは、基本協定第15条の規定に基づく既存施設無償譲渡契約を締結する。

(無償譲渡の条件)

第1条 本契約に基づく既存建物の譲渡は、事業者が自らの責任と費用負担により既存施設を解体撤去することを条件とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存施設 募集要項に定める茅ヶ崎第1駐車場をいい、既存建物のほか事業予定地に存する土地定着物（舗装、樹木等）、工作物、杭等を含む。
- (2) 既存建物 募集要項に定める既存施設に係る建物をいう。
- (3) 基本協定 本市と事業者が令和3年●月●日付けで締結した茅ヶ崎第1駐車場土地活用事業基本協定書をいう。
- (4) 構成企業 ●●●●、●●●●及び●●●●を総称したものをいう。
- (5) 事業者 代表企業及び構成企業を総称したものをいう。
- (6) 事業予定地 基本協定第5条に定める所在地にある茅ヶ崎第1駐車場用地をいう。
- (7) 代表企業 ●●●●をいう。
- (8) 提案施設 事業提案書において提案され、事業者が建設、工事監理、維持管理及び運営を行う施設をいう。
- (9) 募集要項 本事業に関して本市が作成し、事業者に対して交付した募集要項をいう。
- (10) 募集要項等 募集要項及びその付属資料並びにそれらに対する質疑回答を総称していう。
- (11) 本契約 本無償譲渡契約をいう。
- (12) 本市 茅ヶ崎市をいう。
- (13) 本事業 茅ヶ崎第1駐車場土地活用事業をいう。
- (14) その他、本契約において使用する用語は、基本協定において使用する用語の例による。

(既存施設の譲渡)

第3条 本市は、既存施設を代表企業に無償で譲り渡し、代表企業は、これを譲り受けるものとする。

(所有権の移転及び既存施設の引き渡し)

第4条 既存施設の所有権は、次条第1項に規定する茅ヶ崎市議会の議決を得た時に本市から代表企業に移転するものとし、本市は、代表企業に対し既存施設を現状有姿にて引き渡すものとする。

(契約の効力)

第5条 本契約は仮契約とし、茅ヶ崎市議会の議決を得た時に契約の効力を生じるものとする。

- 2 前項の議決を得られなかった場合は、本市及び代表企業は、解除による相手方に対する損害賠償、補償等の責任は一切負担しないものとする。

(既存施設の解体撤去)

第6条 代表企業は、第4条の規定により引き渡しを受けた既存施設（杭を除く既存建物及びその他既存工作物等）を自ら又は構成企業のうち解体を担当する企業に解体撤去させなければならない。ただし、提案施設の建設、維持管理及び運営に支障のない既存施設は存置できるものとする。なお、解体によって生じる建築資材等の廃棄物のほか、残置物の処分も解体に含まれるものとし、アスベストを含む建築資材の処分については法令等に基づき適正に実施しなければならない。

- 2 代表企業は、既存施設の解体撤去工事の着手前に、基本協定第11条第2項に規定する事業計画書を本市に提出するものとし、当該工事期間中、本市の求めに応じ進捗状況を報告し、本市がその進捗を確認するために工事現場に立ち入ることを認めるものとする。なお、存置する既存施設の取り扱いを含め、既存施設の解体の詳細な範囲は、当該事業計画書に基づき、本市と事業者の協議の上決定するものとする。
- 3 代表企業は、解体撤去工事を完了したときは、工事の完了を書面をもって本市に報告するものとする。
- 4 解体撤去工事の実施にあたり第三者に損害を及ぼしたときは、代表企業がその損害を賠償しなければならない。
- 5 第4条に基づき引き渡された既存施設に、募集要項等からは通常予見できない、解体撤去工事の障害となるべきものが発見された場合であっても、本市は一切の責任を負わないものとする。ただし、基本協定第20条第2項に規定する場合を除くものとする。
- 6 代表企業は、既存施設を譲渡してはならず、既存施設を解体撤去以外の目的で第三者に使用させてはならない。また、代表企業は既存施設に質権、抵当権等の担保権を設定してはならない。

(契約の解除)

第7条 本市及び代表企業は、基本協定第13条第3項、第15条第3項、第21条乃至第25条、第27条第4項、第30条第4項又は第31条第6項が規定する事由が発生した場合は本契約を解除することができる。

- 2 前項により本契約が解除された場合の違約金その他損害賠償債務や既存施設の取扱い等は基本協定の規定に従う。

(契約等の費用)

第8条 本契約の締結及び所有権の移転に要する費用は、代表企業の負担とする。

(規定外事項)

第9条 本契約に定めのない事項については、基本協定の規定に従うものとし、基本協定にも定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本契約の各条項に疑義が生じたときは、本市と代表企業が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、本市及び代表企業が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

本市

住 所

氏 名

印

代表企業

住 所

商 号

代 表 者

印